【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月17日

【発行者名】 しんきんアセットマネジメント投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田中 賢治

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋三丁目8番1号

【事務連絡者氏名】 米山 亮

【電話番号】 03 - 5524 - 8161

【届出の対象とした募集内国投資信託受 しんきん J リートオープン (隔月決算型)

益証券に係るファンドの名称】 (愛称:六つの果実)

【届出の対象とした募集内国投資信託受 2,000億円を上限とします。

益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

しんきん」リートオープン(隔月決算型)(ファンドの愛称を「六つの果実」とします。以下「当ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。(以下「受益権」といいます。)

委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付は ありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はあり ません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。 (ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。)

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社 (委託会社) < コールセンター > 0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181 (受付時間:営業日の9:00~17:00) <ホームページ > https://www.skam.co.jp

(5)【申込手数料】

申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に2.2%(税抜2.0%)を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。(購入金額とは「買付申込日の基準価額×申込口数」をいいます。)

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等相当額」といいます。)が課されます。

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社) < コールセンター > 0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181 (受付時間:営業日の9:00~17:00) <ホームページ>https://www.skam.co.jp

(6)【申込単位】

- ・販売会社が定める単位
- ・取得申込者は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って契約を締結します。

(7)【申込期間】

2025年10月18日から2026年4月17日まで

(申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8)【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みに係る取扱い等は販売会社が行っています。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ https://www.skam.co.jp

コールセンター 0120-781812 (携帯電話からは03-5524-8181)

(受付時間:営業日の9:00から17:00まで)

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。
- ・販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法でお申し込みください。

毎営業日の午後3時30分までに受け付けた取得および換金の申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生したとき、委託会社は受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。 (再投資の際に、申込手数料は掛かりません。)取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合、上記契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「(11)振替機関に関する事項」 に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

投資信託振替制度について

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

わが国の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)の不動産投資信託証券(Jリート)に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1)商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式 債 券 不動産投信
追加型投信	海 外 内 外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド
公債社債その他債券クレジット属性()不動産投信	年 6 回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ	
その他資産 (投資信託証券(不動産投信))	日々	中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類の定義>

「追加型投信」…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とと もに運用されるファンド

「国内」…目論見書または投資信託約款(以下、「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「不動産投信」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の 受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの

<属性区分の定義>

「その他資産(投資信託証券(不動産投信))」…目論見書等において、投資信託証券(マザーファンド)を通じて主として不動産投信に投資する旨の記載があるもの

「年6回(隔月)」…目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの

「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載がある もの

「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (https://www.toushin.or.jp)をご参照ください。

特色1 Jリートに投資するファンドです。

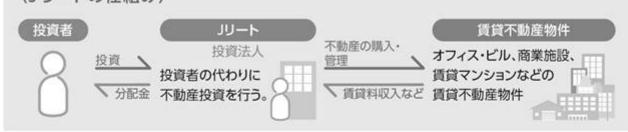
- ◆ 当ファンドへの投資を通じて、間接的に不動産に投資 した効果が得られます。
- ◆当ファンドが主な投資対象とするJリートは、不動産からの収益を分配金として受け取ることが可能です。
- ◆ 当ファンドが主な投資対象とするJリートは、債券や株式と異なった値動きをする傾向があり、分散投資の対象として有効な資産と言えます。



Jリートとは…

- ●「不動産を証券化した金融商品」で、「Real Estate Investment Trust」の頭文字を取って REIT (リート) と呼ばれます。特に、日本で上場されているリートをJリートといいます。
- リートは、「投資者から集めた資金によって、不動産の購入・管理運営」を行い、「それによって 得た賃貸料収入などから投資者へ分配金を支払う」という商品で、少額の資金で不動産に 分散投資した効果を得ることができます。
- Jリートは、東京証券取引所などに上場され、株式と同じように公開の市場で売買されています。
- Jリートの分配金は、相対的に高い水準**にあります。**一般的な傾向であり、銘柄や市場環境によって異なる場合があります。

〈リリートの仕組み〉



当ファンドは特化型の運用を行います。一般社団法人投資信託協会は、信用リスク集中回避を目的とした投資制限 (分散投資規制)を規則に定めており、特化型ファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在すること となる可能性が高いファンドをいいます。

当ファンドは、国内の不動産投資信託証券 (Jリート) に実質的に投資します。 Jリートには、寄与度 (投資対象候補 銘柄の時価総額の合計額における一発行体当たりの時価総額が占める割合) が 10%を超える、または超える可能性の 高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

■ 銘柄選定プロセス

わが国の金融商品取引所に 上場されているJリート全銘柄

①財務分析

財務内容を分析し、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

② 収益性分析

収益性および予想分配金利回りの水準を分析し ます。

③流動性•価格分析

流動性(時価総額・売買代金など)や価格水準の 側面から分析します。

①~③の分析を踏まえ、実際に組み入れる銘柄を 決定します。

一旦投資した後も、常に市場の動向を注視して、 必要に応じて銘柄の組替えなどを行います。 Jリートは投資している 不動産の種類によって特色があり、 以下のような分類があります。

- ●オフィスビル特化型 オフィスビルに投資
- ●住宅特化型 賃貸マンションなどの住居に投資
- ●商業施設特化型 ショッピングセンターなどの商業施設に 投資
- ●物流施設特化型倉庫などの物流施設に投資
- ホテル特化型ホテルに投資
- ●ヘルスケア施設特化型 高齢者施設・住宅、医療施設などに投資
- 複合型2つの用途の不動産に投資するリート
- ●総合型 3つ以上の用途の不動産に投資するリート
- ※一般社団法人不動産証券化協会の公表している分類に準じています。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ ベンチマークについて

しんきんJリートオープン(隔月決算型)は、東証REIT指数(配当込み)をベンチマーク とし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。 (ベンチマークとは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標のことです。)

東証 REIT 指数とは…

- 東京証券取引所に上場されている不動産投資信託 (Jリート) 全銘柄を対象とした時価総額加重平均型の指数で、 2003年3月31日の時価総額を基準として(株) JPX 総研またはその関連会社が算出・公表しています。
- 銘柄数の増減など市況動向によらない時価総額の増減や増資などが発生する場合は、連続性を維持するため、基準時の時価総額が修正されます。
- 東証REIT指数(配当込み)の算出は、配当金落ち、有償減資の場合も基準時価総額の修正が行われます。

特色2 奇数月に決算を行います。

◆年6回の決算時(1月、3月、5月、7月、9月、11月の各20日(休業日の場合は翌営業日))に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。 分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

収益分配金のお支払いのイメージ



- ※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。(再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。)
- ※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。
- ※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

収益分配 方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を 含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。 ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

東証REIT指数の指数値及び東証REIT指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証REIT指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

追加的記載事項 収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託 の純資産から支払われますので、分配金が 支払われると、その金額相当分、基準価額は 下がります。



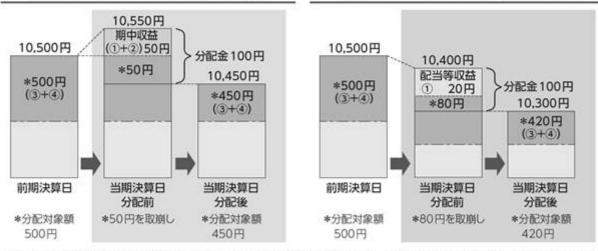
●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益) を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて 下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

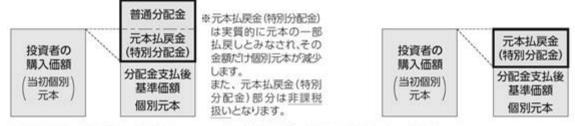
前期決算日から基準価額が下落した場合



- (注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益および③分配準備積立金ならび に④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
- ●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部 払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

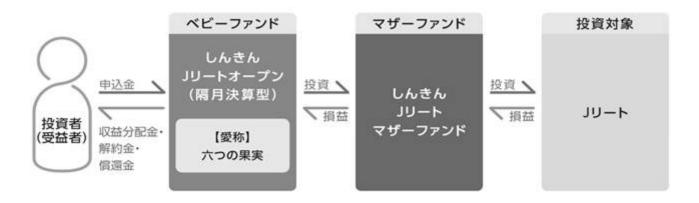
分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきんJリートオープン(隔月決算型)(ベビーファンド)にまとめられ、しんきんJリートマザーファンド(マザーファンド)に投資されます。このように、 実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※当ファンドの実質的投資対象であるリートは、不動産投資信託であり、当ファンドは投資信託に投資する投資信託 (ファンド・オブ・ファンズ)に該当します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ●同一銘柄の投資信託証券(マザーファンドを除く)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。
- ●株式への投資は行いません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

信託金の限度額

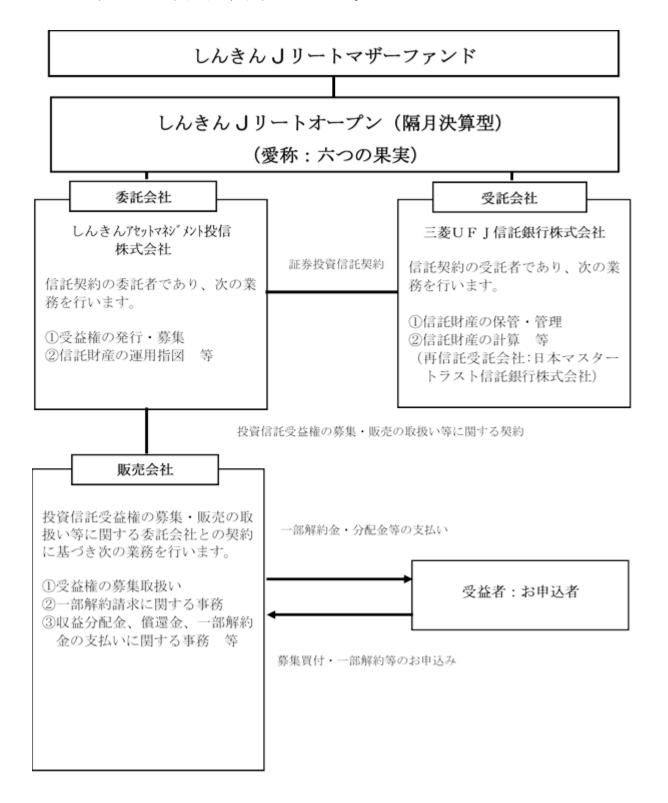
- ・2,000億円を限度額として信託金を追加できます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

2023年9月22日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



<委託会社の概況>(本書提出日現在)

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

資本金の額

200百万円

会社の沿革

1990年12月 全信連投資顧問株式会社として設立

1991年3月 投資顧問業の登録

1992年3月 投資一任契約に係る業務の認可

1998年11月 「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更

1998年12月 証券投資信託委託業の認可

2007年9月 金融商品取引業者(投資運用業、投資助言・代理業)の登録

2017年8月 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資対象

「しんきん」リートマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要 投資対象とします。

投資態度

- 1)主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じ、わが国の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)の不動産投資信託証券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- 2)運用にあたっては、「東証REIT指数(配当込み)」をベンチマークとし、これを中長期的に 上回る運用成果を目指して運用を行います。
- 3)マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 4)市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - 口.約束手形
 - 八. 金銭債権

2)次に掲げる特定資産以外の資産

イ、為替手形

投資対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「しんきん」リートマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1)コマーシャル・ペーパー
- 2) 外国または外国の者の発行する本邦通貨建の証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3)国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と 社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

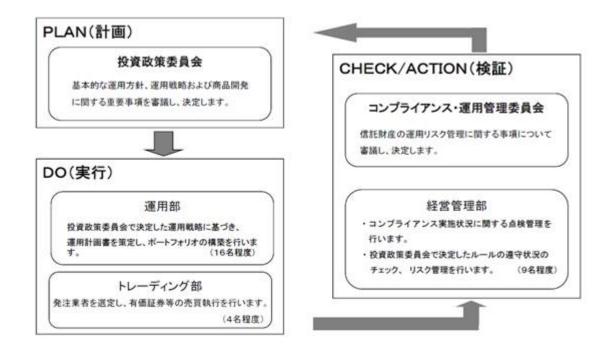
委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により 運用することを指図することができます。

- 1)預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 の1)から4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



投資決定プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の 綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年6回の決算日(毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各20日(休業日の場合は翌営業日))に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

留保益は、信託約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

しんきん」リートオープン(隔月決算型)の投資信託約款(以下「約款」といいます。)では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

マザーファンドを通じて投資を行う投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドを通じて投資を行う同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図をするものとします。

- 1) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 2)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 3) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を 目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。 なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 1) の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - イ) 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 口) 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における当該支払資金の不足額 の範囲内
 - 八)借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 2) の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- 3)借入金の利息は信託財産から支弁します。

<参考> しんきんJリートマザーファンドの概要

(1)投資方針

投資対象

主としてわが国の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

- 1)わが国の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- 2) 運用にあたっては、「東証REIT指数(配当込み)」をベンチマークとし、これを中長期的 に上回る運用成果を目指して運用を行います。
- 3)不動産投資信託証券の銘柄の選定にあたっては、主に次の項目に着目して行うことを基本とします。

イ)財務分析

不動産投資信託証券の財務内容を分析し、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

口) 収益性分析

不動産投資信託証券の収益性および予想配当利回りの水準を分析します。

八)流動性・価格分析

不動産投資信託証券の流動性(時価総額・売買代金など)や価格水準の側面から分析します。

- 4)不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 5)市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)投資対象

投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- 1)有価証券
- 2) 金銭債権
- 3)約束手形

投資対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてわが国の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)の不動産投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1)コマーシャル・ペーパー
- 2)外国または外国の者の発行する本邦通貨建の証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3)国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 4)新投資口予約権証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用すること を指図することができます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4)手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 の1)から4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第1項第11号で定める新投資口予約権証券に限ります。)について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

「しんきん」リートオープン(隔月決算型)」(愛称:六つの果実)は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

(1)基準価額の変動要因

価格変動リスク

有価証券の価格は、国内および国外の政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

不動産投資信託のリスク

不動産投資信託は、不動産を実質的な投資対象としているために、他の金融商品と異なり、火災・自然災害や不動産に係る法制度の変更などの影響を受けて投資先の不動産の価値が変動する場合があります。当ファンドが投資する不動産投資信託の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

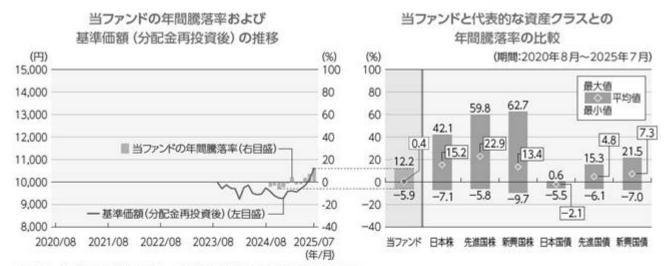
(3)リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の 観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関 連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコ ンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリス クの管理体制を構築しています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。コンプライアンス・運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスクの管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報



- ※当ファンドの年間騰落率は、2024年9月から2025年7月です。
- ※基準価額(分配金再投資後)は、2023年9月末から2025年7月末です。
- ※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額(分配金再投資後)の推移を表示したものです。
- ※基準価額(分配金再投資後)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信株式会社が公表している基準価額とは異なる場合があります。
- ※上記の右グラフは、当ファンドについては2024年9月から2025年7月、代表的な資産クラスについては2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株 (配当込み) 投資対象としての機能性		日本の株式市場を広範に網羅するとともに、 投資対象としての機能性を有するマーケット・ ベンチマークで、配当を考慮したものです。	株式会社JPX総研 又は株式会社JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進 国株 インデックス 国の株式を対象として算出した指数で、配当 (配当込み、円ペース) を考慮したものです。		MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式 を対象として算出した指数で、配当を考慮した ものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI囯債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサル ティング株式会社が発表している日本の国債 市場の動向を的確に表すために開発された 投資収益指数です。	野村フィデューシャ リー・リサーチ& コンサルティング 株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、 日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を 各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス - 新興国債 エマージング・マーケッツ・ グローバル・ディバーシファイド (円ベース)		JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス - J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表 は エマージング・マーケッツ・ している、新興国が発行する現地通貨建国債 グローバル・ディバーシファイド を対象にした指数です。	

- (注)海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。
- ※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。
- ※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に2.2%(税抜2.0%)を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。(購入金額とは「買付申込日の基準価額×申込口数」をいいます。)

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等相当額」といいます。)が課されます。

申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社) <コールセンター>0120-781812 携帯電話からは03-5524-8181(受付時間:営業日の9:00~17:00) <ホームページ>https://www.skam.co.jp

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありませんが、換金申込受付日の基準価額に対し0.3%を乗じて得た額を換金 時に信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で信託財産に留保される額です。

(3)【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率0.99% (税抜0.90%)

1万口あたりの信託報酬: 保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365)

- ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。
- ※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに 信託財産から支払われます。

運用管理費用 (信託報酬)

支払先	配分(税抜)および役務の内容				
委託会社	純資産総額に対して、 年率0.42%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の 作成等の対価			
販売会社	純資産総額に対して、 年率 0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理 および購入後の情報提供等の対価			
受託会社	純資産総額に対して、 年率 0.03%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図 の実行等の対価			

(注)「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。税法が改正された場合等には、上記の内容が 変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし、資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相 当額は、信託財産から支払われます。

信託財産に係る監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.0055%(税抜0.005%)を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上場不動産投資信託は、市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示 していません。

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- 1) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社ごとに個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)があります。受益者が「元本払戻金(特別分配金)」を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金(特別分配金)」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記 < 個別元本および収益分配金の区分の具体例 > をご参照ください。

1)個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。 特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および利子等も通算が可能となります。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2)法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収さ
換金時および償還時の差	れ法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。
益に対する課税	収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。
	益金不算入制度の適用はありません。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。

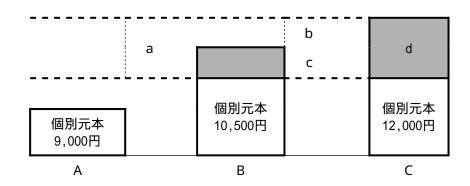
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本および収益分配金の区分の具体例 >

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。

分配金落ち前 基準価額 12,000円

分配金落ち後 基準価額 10,000円



A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、 a の部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10.500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っている c の部分(500円)は「元本払戻金(特別分配金)」となり、収益分配金(2,000円)から c 「元本払戻金(特別分配金)」(500円)を差引いた残りの b の部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金(特別分配金)」(500円) = 10,000円となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払 戻金(特別分配金)」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金(特別分配金)」(2,000円) = 10,000円となります。

取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.99%	0.98%	0.01%

[※]対象期間は2025年1月21日から2025年7月22日です。

[※]対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権□数に対象期間の平均基準価額(1□当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

[※]これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

[※]詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2025年7月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。 投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

【しんきん」リートオープン(隔月決算型)】

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	326,377,840	99.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		39,835	0.01
合計(純資産総額)		326,417,675	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信 託受益証 券	しんきんJリートマザーファン ド	102,101,558	3.1138	317,933,066	3.1966	326,377,840	99.99

口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別		純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末	(2024年 1月22日)	53,693,553	53,693,553	9,917	9,917
第2特定期間末	(2024年 7月22日)	194,586,938	195,211,647	9,345	9,375
第3特定期間末	(2025年 1月20日)	247,076,014	247,899,015	9,006	9,036

				1317777	
第4特定期間末	(2025年 7月22日)	305,890,233	307,110,464	10,027	10,067
	2024年 7月末日	197,937,335		9,372	
	8月末日	209,108,198		9,643	
	9月末日	209,449,348		9,463	
	10月末日	212,842,822		9,267	
	11月末日	215,837,232		9,141	
	12月末日	227,438,266		9,118	
	2025年 1月末日	261,233,586		9,400	
	2月末日	264,529,878		9,424	
	3月末日	266,748,389		9,343	
	4月末日	275,203,560		9,486	
	5月末日	289,524,017		9,591	
	6月末日	299,777,352		9,842	
	7月末日	326,417,675		10,296	

⁽注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2023年 9月22日~2024年 1月22日	0
第2特定期間	2024年 1月23日~2024年 7月22日	90
第3特定期間	2024年 7月23日~2025年 1月20日	90
第4特定期間	2025年 1月21日~2025年 7月22日	110

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1特定期間	2023年 9月22日~2024年 1月22日	0.83
第2特定期間	2024年 1月23日~2024年 7月22日	4.86
第3特定期間	2024年 7月23日~2025年 1月20日	2.66
第4特定期間	2025年 1月21日~2025年 7月22日	12.56

⁽注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直 前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で 除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	2023年 9月22日~2024年 1月22日	54,144,659	
第2特定期間	2024年 1月23日~2024年 7月22日	160,168,469	6,076,669
第3特定期間	2024年 7月23日~2025年 1月20日	73,282,745	7,185,209
第4特定期間	2025年 1月21日~2025年 7月22日	63,586,741	32,862,828

⁽注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

しんきんJリートマザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	143,710,477,400	98.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,681,984,342	1.16
合計(純資産総額)		145,392,461,742	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

					簿価	簿価	評価	 評価	投資
順	国/	種類	銘柄名	数量	単価	金額	単価	金額	比率
位	地域				(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	90,148	119,200	10,745,641,600	138,700	12,503,527,600	8.60
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資 法人	78,400	103,200	8,090,880,000	122,900	9,635,360,000	6.63
3	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	76,138	88,800	6,761,054,400	110,100	8,382,793,800	5.77
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投 資法人	47,382	138,900	6,581,359,800	159,400	7,552,690,800	5.19
5	日本	投資証券	G L P投資法人	53,915	121,900	6,572,238,500	132,400	7,138,346,000	4.91
6	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法 人	42,616	143,500	6,115,396,000	165,800	7,065,732,800	4.86
7	日本	投資証券	K D X 不動産投資法人	41,193	146,000	6,014,178,000	162,500	6,693,862,500	4.60
8	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	94,703	65,500	6,203,046,500	67,200	6,364,041,600	4.38
9	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	29,643	161,700	4,793,273,100	197,800	5,863,385,400	4.03
10	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	69,088	77,000	5,319,776,000	81,700	5,644,489,600	3.88
11	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	21,444	228,700	4,904,242,800	253,100	5,427,476,400	3.73
12	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資 法人	65,206	70,198	4,577,332,744	82,900	5,405,577,400	3.72
13	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法 人	30,927	144,550	4,470,497,850	156,100	4,827,704,700	3.32
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法 人	48,471	80,125	3,883,738,875	99,300	4,813,170,300	3.31
15	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投 資法人	40,365	87,566	3,534,628,230	93,800	3,786,237,000	2.60
16	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル 投資法人	11,597	274,300	3,181,057,100	297,000	3,444,309,000	2.37
17	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	9,303	285,500	2,656,006,500	351,000	3,265,353,000	2.25
18	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	21,717	141,200	3,066,440,400	143,900	3,125,076,300	2.15
19	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパー ク投資法人	29,241	99,800	2,918,251,800	101,400	2,965,037,400	2.04

							日叫此为	油山音(内凹投 9	ラ ロロしょ
20	日本	投資証券	積水八ウス・リート投資法人	35,468	76,706	2,720,616,693	78,500	2,784,238,000	1.91
21	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ 投資法人	19,356	109,161	2,112,930,491	129,300	2,502,730,800	1.72
22	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド 投資法人	19,295	114,982	2,218,594,885	118,400	2,284,528,000	1.57
23	日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法 人	10,417	154,900	1,613,593,300	196,900	2,051,107,300	1.41
24	日本	投資証券	産業ファンド投資法人	15,922	115,500	1,838,991,000	123,700	1,969,551,400	1.35
25	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	16,350	114,500	1,872,075,000	120,400	1,968,540,000	1.35
26	日本	投資証券	平和不動産リート投資法人	13,828	125,500	1,735,414,000	141,600	1,958,044,800	1.35
27	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	17,544	88,000	1,543,872,000	102,400	1,796,505,600	1.24
28	日本	投資証券	日本リート投資法人	17,142	77,500	1,328,505,000	94,600	1,621,633,200	1.12
29	日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	10,502	122,017	1,281,432,798	140,000	1,470,280,000	1.01
30	日本	投資証券	NTT都市開発リート投資法人	10,697	119,706	1,280,496,665	130,200	1,392,749,400	0.96

口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.84
合計	98.84

投資不動産物件

該当事項はありません。

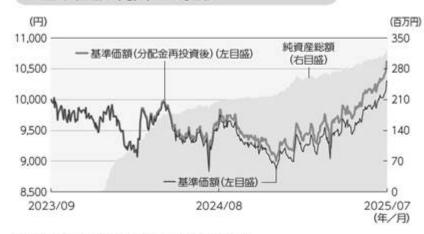
その他投資資産の主要なもの該当事項はありません。

(参考情報)運用実績

データは2025年7月31日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

基準価額・純資産の推移



■基準価額・純資産組	经客 頁
基準価額	10,296円
純資産総額	326.4百万円
■分配の推移(税引削	前)
決算期	分配金
2025年 7月	40円
2025年 5月	40円
2025年 3月	30円
2025年 1月	30円
2024年11月	30円
直近1年間累計	200円
設定来累計	290円

主要な資産の状況

圖資產別投資比率

		投資比率
1	しんきんJリートマザーファンド	99.99%
2	現金・その他	0.01%

※投資比率は、しんきん」リートオープン(隔月決算型)の純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考) しんきん Jリートマザーファンドの状況

	組入上位10銘柄					
	銘柄名	分類	投資比率			
1	日本ビルファンド投資法人	オフィスピル特化型	8.60%			
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	オフィスビル特化型	6.63%			
3	日本都市ファンド投資法人	総合型	5.77%			
4	野村不動産マスターファンド投資法人	総合型	5.19%			
5	GLP投資法人	物流施設特化型	4.91%			
6	ユナイテッド・アーバン投資法人	総合型	4.86%			
7	KDX不動産投資法人	総合型	4.60%			
8	インヴィンシブル投資法人	総合型	4.38%			
9	オリックス不動産投資法人	総合型	4.03%			
10	日本プロロジスリート投資法人	物流施設特化型	3.88%			

※投資比率は、しんきん」リートマザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

※各銘柄の分類は、一般社団法人不動産証券化協会の分類に準じています。

※しんきん」リートマザーファンドの純資産総額は、145,392百万円です。

[※]基準価額および分配金は1万口当たりです。

[※]基準価額(分配金再投資後)は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

年間収益率の推移 (期間:2015年~2025年)



- ※ 2015年から2022年はベンチマークの騰落率を表示しており、当ファンドの運用実績ではありません。
- ※ 2023年は9月22日 (設定日) から同年最終営業日までの当ファンドおよびベンチマークの実績収益率を表示しています。
- ※当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。
- ※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。
- ※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1)申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2)販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動 けいぞく投資の申込みを行います。
- (3)申込単位は、販売会社が定める単位です。
- (4)申込みに係る受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、2.2%(税抜2.0%)を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。 収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5)毎営業日の午後3時30分までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (6)委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- (7)取得申込者は販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を 行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の 記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当 該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、 追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録を するため、振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社 から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載 または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振 替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社) <コールセンター>0120-781812 携帯電話からは03-5524-8181(受付時間:営業日の9:00~17:00) <ホームページ>https://www.skam.co.jp

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2)毎営業日の午後3時30分までに受け付けた一部解約の実行の請求を、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる請求は、翌営業日以降の取扱いとなります。

- (3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものと します。委託会社は、一部解約の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (4)解約価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額から当該基準価額の0.3%を信託財産留保額として控除した価額とします。
- (5)換金時の課税に関しては、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (6)一部解約金に係る収益調整金(注)は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (7)委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。一部解約の実行の請求受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、(4)の規定に準じて算定した価額とします。
- (8)解約代金の支払いは、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目以降から販売会社の営業 所等で支払われます。
- (9)受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- (10)換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (注)収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

ファンドの換金 (解約)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社) <コールセンター>0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181 (受付時間:営業日の9:00~17:00) <ホームページ>https://www.skam.co.jp

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。) を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。)
- ・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社) <コールセンター>0120-781812 携帯電話からは03-5524-8181(受付時間:営業日の9:00~17:00) <ホームページ>https://www.skam.co.jp

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しています。

(参考)マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

不動産投資信託の受益証券は、原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「(5)その他」の「 ファンドの繰上償還条項」により信託 契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年1月21日から3月20日まで、3月21日から5月20日まで、5月21日から7月20日まで、7月21日から9月20日まで、9月21日から11月20日まで、11月21日から翌年1月20日までとします。

各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの繰上償還条項

- 1)委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権の総口数が3億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2)委託会社は、上記1)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項

を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面を もってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- 3)上記2)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権 が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は、受益権 の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議 決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなしま
- 4)上記2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多 数をもって行います。
- 5)上記2)から4)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表 示をしたときには適用しません。
- 6)委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を 解約し、信託を終了させます。
- 7)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき は、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に 関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信 託約款の変更の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間にお いて存続します。
- 8)受託会社がその任務を辞任する場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社 が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託 及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいま す。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨お よびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款に定める以外の方法によって変更するこ とができないものとします。
- 2) 委託会社は、上記 1) の事項(上記 1) の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当す る場合に限り、上記1)の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な ものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決 議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および重大な約款の変更等の内容 ならびにその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れ ている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3)上記2)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権 が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の 口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決 権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4)上記2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多 数をもって行います。
- 5)書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

- 6)上記2)から5)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7)上記1)から6)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書)は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、毎年1月と7月の計算期間の末日および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、基準日に保有している投資者に販売会社を通じて 交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次のとおりです。

(1)収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞

なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る 受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当 該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利 を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。 権利行使の方法等については、上記「第2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参 照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧 または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2025年1月21日から2025年7月22日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

しんきん J リートオープン (隔月決算型)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 (2025年 1 月20日現在)	当期 (2025年 7 月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,274,627	907,911
親投資信託受益証券	246,998,213	305,783,066
未収入金	-	2,270,000
未収利息	5	8
流動資産合計	248,272,845	308,960,985
資産合計	248,272,845	308,960,985
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	823,001	1,220,231
未払解約金	-	1,341,851
未払受託者報酬	12,394	16,864
未払委託者報酬	359,390	489,016
その他未払費用	2,046	2,790
流動負債合計	1,196,831	3,070,752
負債合計	1,196,831	3,070,752
純資産の部		
元本等		
元本	274,333,995	305,057,908
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	27,257,981	832,325
(分配準備積立金)	4,207,806	16,081,335
元本等合計	247,076,014	305,890,233
純資産合計	247,076,014	305,890,233
負債純資産合計	248,272,845	308,960,985

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(十四:11)
	前期 (自 2024年7月23日 至 2025年1月20日)	当期 (自 2025年1月21日 至 2025年7月22日)
一 営業収益		
受取利息	184	648
有価証券売買等損益	5,175,647	34,386,853
営業収益合計	5,175,463	34,387,501
宫業費用 		
受託者報酬	35,136	45,730
委託者報酬	1,018,987	1,326,275
その他費用	5,798	7,567
営業費用合計 -	1,059,921	1,379,572
営業利益又は営業損失()	6,235,384	33,007,929
経常利益又は経常損失()	6,235,384	33,007,929
当期純利益又は当期純損失()	6,235,384	33,007,929
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	129,866	788,551
期首剰余金又は期首欠損金()	13,649,521	27,257,981
剰余金増加額又は欠損金減少額	464,541	2,519,370
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	464,541	2,519,370
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,779,652	3,411,649
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	5,779,652	3,411,649
分配金	₁ 2,187,831	1 3,236,793
期末剰余金又は期末欠損金()	27,257,981	832,325
-		

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準 及び評価方法 2 . その他財務諸表作成 のための基礎となる 事項
親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
特定期間の取扱い 当特定期間は、当期末が休日のため、2025年1月21日から2025年7月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期	当期
(2025年 1 月20日現在)	(2025年 7 月22日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った 会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務 諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していな いため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

(SCIENZIMI POLICINI N C MENO				
区分	前期 (2025年 1 月20日現在)	当期 (2025年 7 月22日現在)		
元本額、期中追加設	期首元本額 208,236,459P 期中追加設定元本額	期首元本額 274,333,995円 期中追加設定元本額		
部解約元本額	73,282,745P 期中一部解約元本額 7,185,209P	63,586,741円 期中一部解約元本額		
1	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額に 27,257,981円であります。			
3 特定期間末日におけ る受益権の総数	274,333,995[305,057,908口		

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

_'	(151	並及び利示並可弁首に対する圧乱	, ,			
		前期			当期	
		(自 2024年7月23日			(自 2025年1月21日	
		至 2025年 1 月20日)		至 2025年 7 月22日))
	1	分配金の計算過程		1	分配金の計算過程	
	第5	期		第8	3期	
	Α	費用控除後の配当等収益額	2,058,949円	Α	費用控除後の配当等収益額	2,822,789円
	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
		の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
	С	収益調整金額	3,596,506円	С	収益調整金額	5,986,539円
	D	分配準備積立金額	1,942,356円	D	分配準備積立金額	4,006,894円
	Е	当ファンドの分配対象収益額	7,597,811円	Е	当ファンドの分配対象収益額	12,816,222円
	F	当ファンドの期末残存口数	218,959,125□	F	当ファンドの期末残存口数	282,442,135□
	G	10,000口当たり収益分配対象額	346円	G	10,000口当たり収益分配対象額	453円
	Н	10,000口当たり分配金額	30円	Н	10,000口当たり分配金額	30円
	I	収益分配金金額	656,877円	I	収益分配金金額	847,326円

				有価証券	届出書(内国投資信託受
第6	期		第9	期	
A	費用控除後の配当等収益額	556,436円	Α	費用控除後の配当等収益額	973,084円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円
С	収益調整金額	4,184,286円	С	収益調整金額	6,539,302円
D	分配準備積立金額	3,311,274円	D	分配準備積立金額	5,869,217円
E	当ファンドの分配対象収益額	8,051,996円	Е	当ファンドの分配対象収益額	13,381,603円
F	当ファンドの期末残存口数	235,984,662□	F	当ファンドの期末残存口数	292,309,059□
G	10,000口当たり収益分配対象額	341円	G	10,000口当たり収益分配対象額	457円
Н	10,000口当たり分配金額	30円	Н	10,000口当たり分配金額	40円
1	収益分配金金額	707,953円	ı	収益分配金金額	1,169,236円
第 7	'期		第1	0期	
А	費用控除後の配当等収益額	1,903,816円	Α	費用控除後の配当等収益額	2,286,970円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	9,548,219円
С	収益調整金額	5,438,240円	С	収益調整金額	7,322,281円
D	分配準備積立金額	3,126,991円	D	分配準備積立金額	5,466,377円
E	当ファンドの分配対象収益額	10,469,047円	Е	当ファンドの分配対象収益額	24,623,847円
F	当ファンドの期末残存口数	274,333,995□	F	当ファンドの期末残存口数	305,057,908□
G	10,000口当たり収益分配対象額	381円	G	10,000口当たり収益分配対象額	807円
Н	10,000口当たり分配金額	30円	Н	10,000口当たり分配金額	40円
1	収益分配金金額	823,001円	- 1	収益分配金金額	1,220,231円

(金融商品に関する注記) 1.金融商品の状況に関する事項

	」・ 立殿间中の公元に関する事項			
区分	前期 (自 2024年7月23日 至 2025年1月20日)	当期 (自 2025年1月21日 至 2025年7月22日)		
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左		
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融 商品は「重要な会計方針に係る事 項に関する注記」の「有価証券の 評価基準及び評価方法」に記載の 有価証券であります。当該有価証 券には、性質に応じてそれぞれ価 格変動リスク、流動性リスク、信 用リスク等があります。	同左		

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がのりになる。 運用部門がのりには、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	同左	

2 全融商品の時価等に関する事項

2.			
区分	前期 (2025年 1 月20日現在)	当期 (2025年 7 月22日現在)	
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価 で計上しているため、その差額は ありません。	同左	
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事 項に関する注記)に記載して おります。	(1)有価証券 同左	
	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左	
	(3)有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品は、短期 間で決済され、時価は帳簿価 額と近似していることから、 当該金融商品の帳簿価額を時 価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 同左	
3.金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左	

(有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

<u>~~~~</u>		
	前期 (2025年1月20日現在)	当期 (2025年 7 月22日現在)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額
親投資信託受益証券	4,462,411円	18,794,595円
合計	4,462,411円	18,794,595円

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (2025年 1 月20日現在)	当期 (2025年 7 月22日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期	当期
(自 2024年7月23日	(自 2025年1月21日
至 2025年1月20日)	至 2025年7月22日)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

前期 (2025年 1 月20日現在)	当期 (2025年 7 月22日現在)
1 口当たり純資産額 0.9006円	1 口当たり純資産額 1.0027円
(1万口当たり純資産額 9,006円)	(1万口当たり純資産額 10,027円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	しんきんJリートマザー ファンド	98,246,712	305,783,066	
	合計	98,246,712	305,783,066	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

(参考情報)

当ファンドは、「しんきん」リートマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。 なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん」リートマザーファンド」の状況 以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんJリートマザーファンド

(1)貸借対照表

(単位:円)

	(半世・ロノ
	2025年 7 月22日現在
	1,260,563,605
	140,458,312,600
	498,326,695
	1,199,568,516
	12,087
	143,416,783,503
	143,416,783,503
	1,704,770,000
	1,704,770,000
	1,704,770,000
1, 2	45,532,145,358
	96,179,868,145
	141,712,013,503
	141,712,013,503
	143,416,783,503
	1, 2

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時 価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相
	場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取
	引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2025年7月22日現在

本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025年 7 月22日現在
1 信託財産に係る期首元本額、 期中追加設定元本額及び期中	期首元本額 51,607,008,146円
一部解約元本額	期中追加設定元本額 376,258,123円
	期中一部解約元本額
元本の内訳	しんきんJリートオープン(毎月決算型)
	41,426,072,119円 しんきんJリートオープン(1年決算型) 2,812,173,310円
	しんきんJリートオープン(隔月決算型) 98,246,712円
	しんきんJ-REITファンド (適格機関投資家限定) 1,195,653,217円
	合計 45,532,145,358円
2 本報告書における開示対象 ファンドの特定期間末日に おける受益権の総数	45,532,145,358□

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年 1 月21日 至 2025年 7 月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への 投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本 方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3 . 金融商品に係るリスク管理体 制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。
	れ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年 7 月22日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定 期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法 (1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載ります。	
	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。
	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間 で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

2025年 7 月22日現在		
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	
投資証券	13,496,373,650円	
合計	13,496,373,650円	

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンド の期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

(プラバノイノ取引寺に関する注心)
2025年 7 月22日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(原建当事日との扱うに関する圧配)	自 2025年 1 月21日
	至 2025年 7 月22日
	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025年7月22日現在

1 口当たり純資産額 3.1124円

(1万口当たり純資産額 31,124円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

株式 該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位:円)

			(単位)	
種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	19,295	2,259,444,500	
	森ヒルズリート投資法人	8,763	1,182,128,700	
	産業ファンド投資法人	15,922	1,948,852,800	
	アドバンス・レジデンス投資法人	30,941	4,780,384,500	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	19,356	2,462,083,200	
	G L P投資法人	53,937	7,017,203,700	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	11,655	3,416,080,500	
	日本プロロジスリート投資法人	69,121	5,529,680,000	
	星野リゾート・リート投資法人	4,615	1,180,978,500	
	Oneリート投資法人	207	54,089,100	
	イオンリート投資法人	5,762	735,231,200	
	ヒューリックリート投資法人	8,095	1,304,104,500	
	日本リート投資法人	17,151	1,576,176,900	
	積水ハウス・リート投資法人	35,468	2,702,661,600	
	野村不動産マスターファンド投資法人	47,416	7,235,681,600	
	いちごホテルリート投資法人	100	13,060,000	
	ラサールロジポート投資法人	21,734	3,014,505,800	
	スターアジア不動産投資法人	21,903	1,276,944,900	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	29,254	2,986,833,400	
	三菱地所物流リート投資法人	16,363	1,932,470,300	
	CREロジスティクスファンド投資法人	5,745	846,238,500	
	日本ビルファンド投資法人	90,217	12,179,295,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	78,439	9,334,241,000	
	日本都市ファンド投資法人	76,172	8,196,107,200	
	オリックス不動産投資法人	29,655	5,732,311,500	
	日本プライムリアルティ投資法人	48,499	4,675,303,600	
	NTT都市開発リート投資法人	10,697	1,382,052,400	
	東急リアル・エステート投資法人	10,417	2,083,400,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人	1,395	196,416,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	42,725	6,938,540,000	
	森トラストリート投資法人	5,610	400,554,000	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		7 四吨分田山首(70巴)	
インヴィンシブル投資法人	94,780	6,198,612,000	
フロンティア不動産投資法人	5,185	435,021,500	
平和不動産リート投資法人	13,828	1,935,920,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人	40,365	3,786,237,000	
福岡リート投資法人	1,154	203,796,400	
KDX不動産投資法人	41,222	6,529,564,800	
いちごオフィスリート投資法人	417	39,573,300	
大和証券オフィス投資法人	9,303	3,195,580,500	
大和八ウスリート投資法人	21,456	5,192,352,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	65,256	5,246,582,400	
大和証券リビング投資法人	17,544	1,740,364,800	
ジャパンエクセレント投資法人	10,122	1,381,653,000	
合計	1,157,261	140,458,312,600	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2025年7月31日現在

しんきん J リートオープン (隔月決算型)

資産総額	327,789,577 円
負債総額	1,371,902 円
純資産総額()	326,417,675 円
発行済数量	317,028,176 🗆
1口当たり純資産額(/)	1.0296 円

(参考) しんきん J リートマザーファンド

資産総額			145,615,261,742 円
負債総額			222,800,000 円
純資産総額()			145,392,461,742 円
発行済数量			45,483,383,775 □
1 口当たり純資産額(/)	3.1966 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等 該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿 該当事項はありません。
- (3) 受益者に対する特典 該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に 再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定による ほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間における主な資本の額の増減はありません。

(2) 当社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、議長となります。ただし、取締役会長を置いた場合には、取締役会長が招集し、議長となります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資運用の意思決定機構

商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に 適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項 について協議し、委員長がこれを決定します。

運用体制

· 投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理 体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議し ます。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとと もに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を経営管理部担当役員、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価 します。

上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2025年7月31日現在、以下のとおりです。

(親投資信託を除きます。)

(単位:百万円)

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	95	811,012
単位型公社債投資信託	48	87,797
単位型株式投資信託	91	168,667
合計	234	1,067,477

(注)純資産総額は百万円未満を切り捨てしています。

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

1 財務諸表

(1)【貸借対照表】

		前事對	美 年度	当事美	美年度
		(2024年3月	31日現在)	(2025年3月	31日現在)
科目	注記 番号	金	額	金	額
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		8,583,718		4,034,379
前払費用			36,090		38,575
未収委託者報酬			714,228		695,298
未収運用受託報酬	*2		17,472		20,424
未収収益			53		26,135
未収還付消費税等			-		4,194
その他の流動資産			8,804		8,662
流動資産計			9,360,369		4,827,670
固定資産					
有形固定資産	*1		96,118		95,211
建物		66,035		61,724	
器具備品		30,082		33,486	
無形固定資産			30,478		20,023
ソフトウェア		28,836		18,492	
電話加入権		959		959	
その他		681		571	
投資その他の資産			61,265		5,060,188
長期預金		-		5,000,000	
投資有価証券		22,943		22,314	
長期前払費用		1,735		1,920	
繰延税金資産		36,586		35,953	
固定資産計			187,861		5,175,422
資産合計			9,548,231		10,003,093

					- マネングンド投信体1 E券届出書(内国投資信
		前事業	美年度	当事業	業年度
		(2024年3月	31日現在)	(2025年3月	31日現在)
科 目	注記 番号	金	金額		額
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			525,427		527,860
未払手数料	*2	446,175		446,076	
その他未払金		79,251		81,783	
未払法人税等			99,630		87,968
未払消費税等			23,241		16,552
未払事業所税			2,368		2,324
賞与引当金			85,497		84,777
その他の流動負債			4,498		4,579
流動負債計			740,664		724,062
固定負債					
退職給付引当金			149,819		136,020
役員退職慰労引当金			16,156		20,312
固定負債計			165,976		156,332
負債合計			906,640		880,395
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
本資主			8,641,284		9,122,882
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			8,441,284		8,922,882
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		8,439,284		8,920,882	
別途積立金		7,700,000		8,280,000	
繰越利益剰余金		739,284		640,882	
平価・換算差額等			307		185
その他有価証券評価差 額金			307		185
純資産合計			8,641,591		9,122,697
負債・純資産合計			9,548,231		10,003,093
				•	

(2)【損益計算書】

			僕年度 年4月 1日 年3月31日		美年度 年4月 1日 年3月31日
科目	注記番号	金	額		額
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			5,755,477		5,340,764
運用受託報酬	*1		119,263		137,412
営業収益計			5,874,740		5,478,177
営業費用					
支払手数料	*1		2,834,615		2,652,671
広告宣伝費			56,076		62,062
調査費			862,064		884,082
調査研究費		602,300		610,815	
委託調査費		259,764		273,266	
営業雑経費			78,304		74,675
印刷費		67,921		64,760	
郵便料		130		123	
電信電話料		5,157		4,846	
協会費		5,094		4,945	
営業費用計			3,831,061	·	3,673,492
一般管理費					
給料			738,208		721,645
役員報酬		66,058	·	63,295	
給料・手当		493,278		481,210	
賞与		73,133		71,675	
法定福利費		100,162		99,431	
福利厚生費		5,575		6,032	
賞与引当金繰入		,	85,414	,	84,096
退職給付費用			80,176		79,421
役員退職慰労引当金繰入			10,662		8,656
交際費			4,789		3,280
旅費交通費			9,001		7,619
租税公課			22,609		20,777
不動産賃借料			62,981		63,355
固定資産減価償却費			28,300		27,450
諸経費			156,090		152,847
一般管理費計			1,198,235		1,169,148
営業利益			845,443		635,536
三条的血 三二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十			2.3,1.0		
受取利息	*1		132		59,650
その他営業外収益	'		328		255
営業外収益計			461		59,906
営業外費用			401		55,500
音条介真用 雑損失			4,534		2,205

EDINET提出書類

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

営業外費用計		4,534	2,205
経常利益		841,371	693,236

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422)

	•	,
有価証券届出書(内国投資信託	受益証勢	5)

		前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日		当事 自 2024	業年度 年4月 1日 年3月31日		
科目	注記番号	金額		金額		金	客頁
		千円	千円	千円	千円		
特別損失							
固定資産除却損			3,426		-		
特別損失計			3,426		-		
税引前当期純利益			837,944		693,236		
法人税、住民税および事業税			250,927		210,869		
法人税等調整額			1,993		769		
当期純利益			585,023		481,598		

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

						•			
		株主資本							
			利益剰余金						
	資本金	피산	その他利	益剰余金	利益	株主資本			
	英个业	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	合計			
当期首残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260			
当期変動額									
新株の発行									
剰余金の配当									
別途積立金の積立			710,000	710,000					
別途積立金の取崩									
当期純利益				585,023	585,023	585,023			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計			710,000	124,976	585,023	585,023			
当期末残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284			

	評価・指	算差額等	
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	155	155	8,056,416
当期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
別途積立金の取崩			
当期純利益			585,023
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	151	151	151
当期変動額合計	151	151	585,174
当期末残高	307	307	8,641,591

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
		利益剰余金				
	次十人			益剰余金	利益	株主資本
	資本金	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金	合計
当期首残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						
別途積立金の積立			580,000	580,000		
別途積立金の取崩						
当期純利益				481,598	481,598	481,598
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計			580,000	98,401	481,598	481,598
当期末残高	200,000	2,000	8,280,000	640,882	8,922,882	9,122,882

	評価・指		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	307	307	8,641,591
当期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
別途積立金の取崩			
当期純利益			481,598
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	492	492	492
当期変動額合計	492	492	481,106
当期末残高	185	185	9,122,697

重要な会計方針

当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日 1.有価証券の評価基準および評価 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 方法 投資信託は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定) 2. 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 物 3年 ~ 50年 3年 ~ 器具備品 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可 能期間(5年)に基づいております。 3.引当金の計上基準 (1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に 基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付 債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便 法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己 都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職 慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得 4. 収益および費用の計上基準 しております。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に 対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履 行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわ たり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等 に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに 履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間に わたり収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
	85,996千円	90,508千円
器具備品	46,782千円	43,526千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
普通預金	7,469,689千円	3,741,388千円
定期預金	1,000,000千円	千円
未収運用受託報酬	2,051千円	千円
未払手数料	214,856千円	260,208千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

1 関係安性との取引に係るものが人のと	前事業年度 自 2023年4月 1日	当事業年度 自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日	至 2025年3月31日
運用受託報酬	68,151千円	59,960千円
受取利息	129千円	2,714千円
支払手数料	2,203,996千円	2,126,084千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

(リース取引関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託 報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどない と認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2 . 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未 払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略 しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	22,943	22,943	
合計	22,943	22,943	

(注1)上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、 全額投資信託に関するものであります。

(注2)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	1 年以内	1 年超
(1)預金	8,583,432	8,583,432	
(2)未収委託者報酬	714,228	714,228	
(3) 未収運用受託報酬	17,472	17,472	
合計	9,315,133	9,315,133	

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価

の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係る

インプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

区分	時価				
△ 刀	レベル1	レベル 2	レベル3	合計	
投資有価証券		22,943		22,943	
合計		22,943		22,943	

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2)金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託 報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどない と認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によりますが、中途解約しない限り元本が保証されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

仕組み預金については、自己資金の運用リスクの管理方針に基づき、自己資金運用リスク管理細則を定め、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを的確に把握し適正に管理し、定期的に経営委員会に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、現金・預金(長期預金除く)、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その 他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期預金	5,000,000	4,924,742	75,257
投資有価証券	22,314	22,314	
合計	5,022,314	4,947,057	75,257

(注1)上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、 全額投資信託に関するものであります。

(注2)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 1 0 年以内
(1)預金	4,034,033	4,034,033		
(2)未収委託者報酬	695,298	695,298		
(3) 未収収益	26,135	26,135		
(4)未収運用受託報酬	20,424	20,424		
(5)長期預金	5,000,000			5,000,000
合計	9,775,892	4,775,892		5,000,000

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価

の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係る

インプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

区分		時	価	
区方	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
投資有価証券		22,314		22,314
合計		22,314		22,314

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

ΓZ		時	価	
区分	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
長期預金		4,924,742		4,924,742
合計		4,924,742		4,924,742

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

長期預金

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によっており、レベル 2 に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(有価証券関係)

1.その他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	2,934	2,000	934
小計	2,934	2,000	934
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	20,008	20,500	491
小計	20,008	20,500	491
合計	22,943	22,500	443

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	2,774	2,000	774
小計	2,774	2,000	774
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	19,540	20,500	959
小計	19,540	20,500	959
合計	22,314	22,500	185

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
委託者報酬	5,755,477
運用受託報酬	119,263
合計	5,874,740

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
委託者報酬	5,340,764
運用受託報酬	137,412
合計	5,478,177

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 [重要な会計方針]4. 収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期 に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

2.確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	147,286	149,819
退職給付費用	19,805	18,944
退職給付の支払額	17,272	32,744
制度への拠出額		
退職給付引当金の期末残高	149,819	136,020

(2)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用 の調整表

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	149,819	136,020
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	149,819	136,020
退職給付引当金	149,819	136,020
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	149,819	136,020

(3)退職給付費用

() / 1-4/11-1 () 3 () 3		
	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	千円 19,805	千円 18,944

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 52,340千円、当事業年度 51,552千円であります。

		前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
(1)	直近の積立状況に関する事項	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
		千円	千円
	年金資産の額	1,680,937,373	1,832,300,599
	年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	1,770,192,799	1,853,684,901
	差引額	89,255,425	21,384,301
(2)	掛金に占める当社の拠出割合	(2023年3月分)	(2024年3月分)
		0.1104%	0.1125%
(3)	補足説明	算上の別途積立金58,714,087千円で あります。 本制度における過去勤務債務の償	上記(1)の差引額の主な要因は、 年金財政計算上の過去の勤務債務残 高134,623,732千円および年金財政計 算上の別途積立金113,239,430千円で あります。 本制度における過去勤務債務の償 却方法は、期間19年0か月の元利均等 定率償却であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	26,179	25,958
役員退職慰労引当金	4,947	6,402
退職給付引当金繰入限度超過額	45,874	42,873
未払事業税	5,926	5,457
未払事業所税	725	711
その他有価証券評価差額金		58
その他	3,890	3,824
繰延税金資産 小計	87,544	85,287
評価性引当額	50,821	49,334
繰延税金資産 合計	36,722	35,953
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	135	
繰延税金負債 合計	135	
繰延税金資産の純額	36,586	35,953

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため 注記を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	68,151

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益		
信金中央金庫	59,960		

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

	会社等		資本金	事業の内	議決権等の所	関	係内容				
種類	の名称	住所	または出資金	容	有(被所有)割合	役員の 兼務等	事業上の関 係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	信金中央	東京都	890,998	信用金庫	直接	兼任1人	証券投資信	投資信託	2,203,996	未払	214,856
	金庫	中央区	百万円	連合会事	(被所有)		託受益証券	の代行手	千円	手数料	千円
				業	100%		の募集販売	数料			
								運用受託	68,151		
								報酬	千円		
								出向者	70,903		
								人件費	千円		
								事務所	49,958		
								賃借料	千円		

(2)兄弟会社等

	会社等		資本金	事業の内	議決権等の所	関	係内容				
種類	の名称	住所	または 出資金	容容	有(被所有)割 合	役員の 兼務等	事業上の関 係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	しんきん	東京都	20,000	証券業		なし	証券投資信	投資信託の	594,916	未払	132,162
の子会	証券株式	中央区	百万円				託受益証券	代行手数料	千円	手数料	千円
社	会社						の募集販売				

- (注)1.記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2.親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫(東京証券取引所に上場)

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

	<u>مبر</u> ح		資本金	事業の内	議決権等の所	関	係内容				
種類	会社等 の名称	住所	または出資金	事業の内容	有(被所有)割合	役員の 兼務等	事業上の関 係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	信金中央	東京都	890,998	信用金庫	直接	兼任1人	証券投資信	投資信託	2,126,084	未払	260,208
	金庫	中央区	百万円	連合会事	(被所有)		託受益証券	の代行手	千円	手数料	千円
				業	100%		の募集販売	数料			
								運用受託	59,960		
								報酬	千円		
								出向者	59,239		
								人件費	千円		
								事務所	49,958		
								賃借料	千円		

(2)兄弟会社等

_	. ,											
		会社等		資本金	事業の内	議決権等の所	関	係内容				
	種類	の名称	住所	または	事業の内容	有(被所有)割	役員の	事業上の関	取引内容	取引金額	科目	期末残高
				出資金		合	兼務等	係				
	親会社	しんきん	東京都	20,000	証券業		なし	証券投資信	投資信託の	483,375	未払	86,274
	の子会	証券株式	中央区	百万円				託受益証券	代行手数料	千円	手数料	千円
	社	会社						の募集販売				

- (注) 1.記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2.親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
1株当たり純資産額	2,160,397円84銭	2,280,674円43銭
1株当たり当期純利益金額	146,255円82銭	120,399円68銭

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。 2 . 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
当期純利益金額	585,023千円	481,598千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式に係る当期純利益金額	585,023千円	481,598千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法 人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密 接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5) において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他 の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する 者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこ と。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- 1-(1)名称 信金中央金庫(指定登録金融機関)(販売会社)
 - (2)資本の額(出資の総額) 890,998百万円(2025年3月末現在)
 - (3)事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の 需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

- 2-(1)名称 三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)
 - (2)資本の額 324,279百万円(2025年3月末現在)
 - (3)事業の内容 銀行業および信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- (1) 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- (2)資本の額 10,000百万円(2025年3月末現在)
- (3)事業の内容 銀行業および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 信金中央金庫(販売会社)

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行い ます。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙および裏表紙の記載等について
 - (1) 使用開始日を記載します。
 - (2) 当ファンドのロゴ・マークを記載することがあります。
 - (3) ファンドの形態等を記載することがあります。
 - (4) 「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
 - (5) 販売会社の名称、ロゴマークを記載することがあります。
 - (6) 委託会社の名称、ロゴマーク、問い合わせ先を記載することがあります。
 - (7) 受託会社の名称を記載することがあります。
 - (8) 目論見書の表紙に図案を採用することがあります。
 - (9) 請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる旨、また約款は請求目論見書に添付されている旨を記載することがあります。(交付目論見書の場合)
 - (10) 金融商品取引法に定める目論見書である旨を記載することがあります。
 - (11) 金融商品取引法の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)である 旨を記載することがあります。(請求目論見書の場合)
 - (12) 当ファンドの手続・手数料等の概要を記載することがあります。
 - (13) 当ファンドの購入にあたっては、交付目論見書を十分に読むべきである旨を記載することがあります。
- 2 目論見書の表紙裏の記載について

次の事項を記載することがあります。

- (1) 当ファンドに関して、委託会社が有価証券届出書を監督官庁に提出している旨。
- (2) 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、法令に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨。
- (3) 当ファンドの信託財産は、受託会社により分別管理されている旨。
- (4) 請求目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付される旨。また、販売会社に 請求目論見書を請求した場合は、当該請求を行った旨を投資者が記録しておくべきである旨。(交付 目論見書の場合)
- (5) 当ファンドの商品分類および属性区分、また、これらの詳細な情報を一般社団法人投資信託協会のホームページで確認できる旨。
- (6) 委託会社の情報
- (7) 当ファンドについて略称を用いることがある旨。
- 3 本有価証券届出書の本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、 当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- 4 請求目論見書に投資信託約款の全文を記載します。
- 5 目論見書は電子媒体等により作成されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩崎 裕男

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に 見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性 が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付 意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証 拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能 性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

独立監査人の監査報告書

2025年10月3日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんJリートオープン(隔月決算型)の2025年1月21日から2025年7月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんJリートオープン(隔月決算型)の2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。 当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を 報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取 引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。